

議題1（委員会決裁事項（規則第3条第6号））

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成29年2月定例府議会に提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第5条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第7条第2項に基づき承認する。

平成29年3月27日

大阪府教育委員会

○予算案

- 1 平成29年度大阪府一般会計予算の件（教育委員会関係分）
- 2 平成28年度大阪府一般会計補正予算（第6号）の件（教育委員会関係分）

○条例案

- 1 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等一部改正の件
- 2 大阪府立学校条例一部改正の件
- 3 府費負担教職員定数条例一部改正の件
- 4 府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件
- 5 大阪府教育行政基本条例等一部改正の件
- 6 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件
- 7 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件
- 8 大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例制定の件
- 9 職員の配偶者同行休業に関する条例一部改正の件
- 10 職員の管理職手当の特例に関する条例一部改正の件
- 11 知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例一部改正の件
- 12 大阪府職員定数条例一部改正の件
- 13 大阪府基金条例一部改正の件

- 14 大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例一部改正の件
- 15 大阪府個人情報保護条例一部改正の件
- 16 大阪府証紙徴収条例廃止の件

<参考>

○大阪府教育委員会事務決裁規則

(事務の専決及び代決)

第5条 第3条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

(専決した事項等の報告)

第7条 (略)

2 第5条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

教育庁 平成29年度当初予算案の概要

一般会計	平成29年度当初予算額	5, 332億 1, 901万4千円
	平成28年度当初予算額	6, 845億 1, 674万円
	平成28年度最終予算額	6, 756億 718万3千円
	前年比 29当初/28当初	77.9%

〔 一 般 会 計 〕

上段 平成29年度当初

中段 平成28年度当初

下段 平成28年度最終

事業名	事業費	事業内容の説明
<市町村とともに小・中学校の教育力を充実します>		
中学生学び チャレンジ事業費	2億5,815万2千円 2億6,510万3千円 2億3,658万7千円	生徒の学力状況を把握、分析・検証することにより、学習内容の着 実な理解と教育活動（指導・評価）の改善・充実に生かすとともに、 府内における評定の公平性を担保することを目的に中学生を対象とし た学力調査を実施する。
スクール・ エンパワメント 推進事業費 《知事重点事業》 (大阪教育ゆめ基金活用)	4,582万円 6,479万2千円 6,295万3千円	府内41市町村（政令市除く）、120小学校、64中学校を事業対象校に 指定し、学力向上に向けた取組み等を盛り込んだ「学校活性化計画」 に基づいた取組みへの支援を行う。 【15ページ主要事業1 参照】
習熟度別 指導推進事業費 (一部再掲)	(教職員定数で計上)	府内小・中学校の児童生徒の学力向上を図るため、学校の状況にあ わせて、習熟度別指導を行う。 ○小学校（3年生以上）－国語・算数・理科 ○中学校－国語・数学・英語・理科

事業名	事業費	事業内容の説明
<公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます>		
骨太の英語力養成事業費	1,230万8千円 1,719万4千円 1,680万5千円	府立高校生の英語4技能（「読む」「聞く」「話す」「書く」）を、高校3年間で英語圏の大学で修学できるレベルに引き上げるため、府立高校17校においてTOEFL iBTを扱った授業を行う。 【19ページ主要事業5 参照】
英語教育推進事業費	1,279万5千円 1,393万8千円 742万3千円	グローバル社会で活躍する人材を育成するため、英語力の底上げを図ることを目的に、在籍校によらない「オール大阪」の視点で、英語科教員の指導力を高めながら、意欲ある生徒に対する「聞く・話す」能力の鍛錬支援を行い、生徒の英語力向上をめざす。 【19ページ主要事業5 参照】
外国語指導員等による語学指導充実費	4億3,492万8千円 4億6,000万2千円 4億3,829万円	外国語教育を充実し、英語等によるコミュニケーション能力や国際感覚豊かな高校生を育成するため、府立高等学校への英語指導等を行う外国人英語指導員の配置及び語学学校等に勤務する外国人英語講師の派遣を行う。 ○外国人英語指導員の配置〔NET〕 78名 ○外国人英語講師の派遣〔T-NET〕 54校
グローバルリーダーズハイスクール支援事業費	3,011万1千円 3,280万5千円 3,280万5千円	グローバルリーダーズハイスクールにおいて、知識を基盤とするこれからのグローバル社会をリードする人材を育成する。また、各校が実施する特色ある取組みを支援するとともに、外部有識者による評価を行う。
実業教育充実事業費	4,723万1千円 5,086万2千円 5,054万6千円	将来の大阪の産業を担う技術者として工科高校等の生徒を育成するために、老朽化により精度が低下した設備や安全性の確保が困難な設備の更新や、企業等との連携による技術・技能研修を実施する。
高等学校支援教育力充実事業費	841万9千円 726万9千円 726万9千円	自立支援推進校等の中から支援教育サポート校に指定した4校が、障がいのある生徒の教科指導等のノウハウを当該地域の高等学校と共有、活用を図る。
長期入院生徒学習支援事業費	634万6千円 634万6千円 353万1千円	病気・ケガなどによる入院のために長期間登校できないが、就学の意思を強く持ち学習意欲がある生徒の学習を支援する。
職業教育推進事業費 《 新 規 》	118万円 0 0	公私の高校生を対象に専門学校のノウハウを活用した職業教育を推進し、将来の職業を考えた進路選択ができるよう職業観・仕事観の育成を図る。 ○職業教育用のテキストの作成・配布、授業での活用
就学支援金関連事業費	344億4,762万7千円 353億5,645万9千円 334億2,366万8千円	○高校生就学支援金事業費 府内の高校に在籍する年収が概ね910万円未満世帯の生徒の授業料に充てるため就学支援金を支給する。また、本事業の補完として、府立高校で留年により修業年限までに卒業できなかった就学支援金対象者の内、学び直し支援（退学して他の学校に入学した場合）に該当しない者で、修業年限までに卒業できないことによりやむを得ない理由があり、12か月以内に卒業の見込みがあると校長が認めるものに対し授業料を免除する。 ○高校生奨学給付金事業費 高校生を扶養する府内在住の非課税世帯の保護者に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学給付金を支給する。 ○特別支援教育就学奨励扶助費 特別支援学校高等部に在籍する生徒の保護者などの経済的負担を軽減するため、ICT機器購入費等の就学奨励費を支給する。

事業名	事業費	事業内容の説明
広報強化推進事業費 (大阪教育ゆめ基金活用)	1,529万3千円 918万7千円 795万4千円	進学フェアを開催し、中学3年生やその保護者に各校の魅力をアピールするとともに平成30年度の入学者選抜制度について説明を行う。
併設型中高一貫校 運営事業費	1,548万7千円 1億2,742万1千円 1億280万1千円	併設型中高一貫校の運営のため、必要となる中学校用備品・教具の調達等を行う。
府立高等学校再編 整備事業費	2億8,632万7千円 1億4,680万7千円 1億3,980万9千円	府立高等学校の再編整備を推進する。 ○エンパワメントスクールの設置 エンパワメントスクールの設置にあたり、生徒支援を充実するためのS S W等の外部人材の配置、「学び直し」「わかる授業」を徹底するための無線LAN環境整備、生徒の進路に応じた専門科目の充実に必要となる実習設備の整備等を行う。 ○普通科総合選択制から総合学科、普通科専門コース設置校への改編 総合学科、普通科専門コース設置校への改編にあたり、生徒の希望する進路を実現するために必要となる実習設備や進学支援用教具等の整備を行う。 ○閉校・新校設置 閉校に伴い必要となる教材教具等の移設や薬品等の処分を行うとともに、新校設置に伴い必要となる物品の調達や校歌の作成を行う。
能勢高等学校再編 整備事業費 ◀ 新規 ▶	314万7千円 0 0	府立能勢高校の分校化に伴い、本校・分校間の効果的な連携を図るため、ネット教室の実証実験を行う。
社会人等活用推進費	1億3,629万3千円 1億4,264万3千円 1億4,264万3千円	地域や社会で活躍する優れた技能や専門的な知識を有する人を「学校支援人材バンク」に登録し、指導者として学校教育に広く活用する。 ○学校支援社会人等指導者の活用（高等学校、支援学校） ○特別非常勤講師の活用（高等学校）
<障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します>		
府立支援学校 通学バス運行事業費	27億1,063万3千円 26億9,268万3千円 26億9,268万3千円	○通学バス 285台
市町村医療的ケア 体制整備推進事業費	6,861万4千円 1億1,039万 7,639万	小中学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対応するため、看護師を配置する市町村に対し、その経費の一部を助成する。
高度医療サポート 看護師配置事業費	830万4千円 415万3千円 415万3千円	府立支援学校に在籍する高度な医療的ケアを必要とする児童生徒に対応するため看護師を配置する。

事業名	事業費	事業内容の説明
福祉・医療関係 人材活用事業費	739万7千円 739万7千円 739万7千円	府立支援学校における教育の充実を図るため、福祉医療関係の専門的な知識のある人材を特別非常勤講師として配置する。
支援教育地域支援 整備事業費 《一部知事重点事業》	9,546万円 9,538万円 6,873万1千円	府立支援学校のリーディングスタッフ（府立支援学校教員）が十分に活動できるよう非常勤講師の配置等を行う。 ○リーディングスタッフ 地域の小中学校等へ巡回相談等を実施
知的障がいのある生徒の 教育環境整備事業費	2,839万7千円 2,796万5千円 2,796万5千円	知的障がいのある生徒の後期中等教育を充実するため、府立高等学校に設置した自立支援推進校及び共生推進校において、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する。 ○自立支援推進校 9校 （園芸、柴島、阿武野、西成、松原、枚方なぎさ、八尾翠翔、堺東、貝塚） ○共生推進校 8校 （枚岡樟風、千里青雲、芦間、久米田、北摂つばさ、信太、緑風冠、金剛） ※学習サポーター、非常勤講師も活用。
特別支援教育指導費	2,305万9千円 2,541万円 2,541万円	府立支援学校における教育内容、教育環境の充実を図る。 ○医療的ケアの必要な児童・生徒のための宿泊学校行事への看護師の随伴〈宿泊学校行事看護師付添費〉 ○各市町村就学指導委員会、府立支援学校入学対象者に対する就学指導〈特別支援学校就学指導充実費〉 ○支援学校内で行われている医療的ケアを継続して実施するための法定研修 ○発達障がい等のある小・中学校の児童生徒に対する支援体制充実のための調査研究（3市町村）
医療的ケア実施体制 構築事業費 《新規》	256万1千円 0 0	府立支援学校において、医療的ケアを実施する看護師が安心して医療行為が出来るように学校看護師の専門性向上研修の実施や医療機関との連携強化による医療的ケア実施体制の充実を図る。
交流及び共同学習 推進事業費 《新規》	329万7千円 0 0	府立支援学校と地域の小・中・高等学校の連携により、障がい者スポーツ及び芸術・文化を通じた交流及び共同学習の場をつくり、障がい者理解を促進する。
教育課程改善事業費 《新規》	438万4千円 0 0	府立支援学校における職業教育・キャリア教育充実のため、各学部の教育課程の見直しを図り、授業改善とともに就労意欲及び就職率の向上を図る。
障がいのある生徒の 高校生活支援事業費	1億1,349万5千円 1億892万円 1億892万円	障がいのある生徒の個々の状況に即した学校生活や学習の支援を行うため、専門的な知識を持つ人材等を配置する。 ○エキスパート支援員（臨床心理士等）の配置 ○学習支援員・介助員の配置 ○看護師の配置

事業名	事業費	事業内容の説明
<子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます>		
小中学校生徒指導体制 推進事業費 《知事重点事業》	3億6,544万7千円 5億694万8千円 5億694万8千円	生徒指導のノウハウを小中学校で共有することにより、中学校区での指導体制を整え、府内における問題行動の減少を図る。 【16ページ主要事業2 参照】
いじめ対策支援事業費	163万9千円 163万9千円 163万9千円	いじめの実態把握から重篤な事案の対応までの一貫した取組みにより、いじめ問題の根本解決を図る。 ○いじめ対策支援アドバイザー（弁護士等）の派遣
被害者救済システム 運用事業費	381万5千円 360万5千円 360万5千円	民間相談窓口を開設し、電話による相談及び面接相談を実施するとともに、児童生徒及び保護者の意向に即した支援を行う。
様々な課題を抱える生徒の 高校生活支援事業費 《知事重点事業》	588万6千円 624万6千円 624万6千円	様々な課題を抱える生徒が多く在籍する定時制高校4校に、スクールソーシャルワーカーを配置し、社会資源につなげることを通じて、学校への定着を図る。 【17ページ主要事業3 参照】
課題早期発見 フォローアップ事業費 《新規》	1,705万7千円 0 0	民間支援団体（NPO等）と連携し高校に居場所を設けることにより、課題を抱える生徒を早期発見する。外部人材を活用し、関係機関につなぐ。 【18ページ主要事業4 参照】
スクールカウンセラー 配置事業費	3億4,423万6千円 3億4,307万5千円 3億4,307万5千円	いじめや不登校などへのきめ細かな対応を図るため、児童生徒の心のケアとモチベーションの回復や保護者等の悩みの相談等に効果的な役割を果たすスクールカウンセラー（臨床心理士）等を中学校に配置する。
スクールソーシャル ワーカー配置事業費	3,071万8千円 3,060万7千円 3,060万7千円	学校と福祉をつなぐ専門家として、スクールソーシャルワーカー等を府内市町村に派遣し、子どもの生活環境に働きかけることにより問題行動等の未然防止、早期対応・解決を図る。
児童生徒支援 総合対策事業費	3,442万1千円 3,443万3千円 2,520万5千円	生徒指導上の課題を総合的に捉えた支援対策として、24時間電話相談の実施、いじめの対応や不登校児童生徒に対する支援、命に関わる重篤な事象や学校だけでは困難な事象に対する支援に取り組む。
道徳教育推進事業費	1,018万2千円 591万1千円 591万1千円	教科化に向け多様で効果的な指導方法の研究に取り組む。 ○推進指定校（14校）による取組み ○推進指定校の研究成果を共有するためのフォーラムの開催 ○道徳教育に係る研修会等の実施 ○実践事例集の作成
帰国渡日児童生徒放課後 学習支援事業費	232万円 233万3千円 117万4千円	日本語指導が必要な児童生徒対象の放課後学習等における指導を充実させることで、当該児童生徒の学力向上を図る。
帰国渡日児童生徒受入体制 整備支援事業費	432万円 720万円 403万2千円	帰国・渡日して間もない外国籍児童生徒等が、日常生活に必要な日本語の早期習得を図れるよう通訳者の派遣を行う市町村に対して補助を行う。

事業名	事業費	事業内容の説明
日本語教育 学校支援事業費	933万2千円 833万2千円 750万3千円	日本語指導が必要な外国籍生徒等が在籍する府立高等学校に対し、日本語・母語指導や生活適応指導等を行える教育サポーター等を派遣する。
あいさつ運動推進事業費 (大阪教育ゆめ基金活用)	500万円 500万円 500万円	小中学校等において、愛さつOSAKAのロゴマークやのぼり等を活用したあいさつ運動を展開する。 また、府立学校の児童・生徒が行うボランティアや地域活動等に必要な物品等を支援するとともに、顕著な取組みを表彰する。
府立博物館管理運営費	2億7,669万5千円 2億7,738万4千円 2億7,630万9千円	府立の博物館の管理運営を行う。 ○弥生文化博物館運営費 ○近つ飛鳥博物館及び近つ飛鳥風土記の丘運営費
文化財調査事務所運営費	1,510万8千円 1,608万7千円 1,608万7千円	文化財調査事務所等の維持管理
指定文化財等保存事業費	2,465万5千円 2,507万8千円 2,507万8千円	国及び府指定文化財の保存修理等に対する助成等を行う。 ○有形文化財保存修理費等補助金 ○文楽協会補助金
府立図書館運営費	8億518万2千円 7億9,216万9千円 7億9,216万9千円	府立の図書館の管理運営等を行う。 ○中央図書館 資料の収集、国際児童文学館の運営、設備改修、指定管理委託など ○中之島図書館 資料収集、ビジネス支援室の運営、耐震改修基本計画、指定管理委託など、
社会教育施設運営費	7,772万4千円 9,729万5千円 9,162万8千円	府立の社会教育施設の管理運営等を行う。 ○少年自然の家運営費 ○少年自然の家非常用電源設備改修工事
<子どもたちの健やかな体をはぐくみます>		
子どもの体づくり サポート事業費 《知事重点事業》 (大阪教育ゆめ基金活用)	427万2千円 937万2千円 937万2千円	小学校の体育授業に体育専門の大学やプロスポーツ団体など、地域の人的資源を活用し、専門的な技術指導力を備えた指導者や学生を派遣することで、教員と連携しながら、子どもの運動に対する意欲・関心を高め、体力の向上につなげる。 【20ページ主要事業6 参照】
子ども元気アップ プロジェクト事業費 (大阪教育ゆめ基金活用)	120万円 120万円 120万円	大阪の子どもたち（小学生）の心身の健やかな成長や体力の向上を図るため、“熱中・協力・感動”をテーマにスポーツ大会を開催する。 ○オリンピックによるスポーツ教室&体力測定（29年8月予定） ○ジャンプアップ大会（29年11月予定） ○駅伝大会（30年2月予定）

事業名	事業費	事業内容の説明
競技力向上対策 事業費補助金	1,921万6千円 2,022万8千円 2,022万8千円	長期的・継続的な競技力の定着化を図り、本府スポーツのより一層の普及・振興を図る。 ○国体選手の強化事業助成等（41競技） ○一般競技の強化助成費（19競技）
学校給食実施費	5億4,659万円 4億6,736万4千円 4億4,970万6千円	府立支援学校、夜間定時制高等学校及び富田林中学校に学ぶ幼児・児童・生徒の心身の健全な発達に資するため、安全・安心な学校給食を実施する。 ○府立支援学校給食調理業務委託 箕面・八尾・和泉・吹田・富田林・茨木・佐野・泉南・摂津・交野・泉北高等・岸和田・枚方・西浦・守口・思斉・住之江・平野・生野・東住吉・東淀川の各支援学校 堺・だいせん高等・中央の各聴覚支援学校（24校） ○給食センター委託事業 交野支援四條畷校（1校） ○デリバリー給食実施 夜間定時制高等学校5校 ○府立富田林中学校給食調理業務委託（1校） ○学校給食における安全性の確保 ・府立学校給食用老朽備品の更新 ・給食用食材の定期検査
<教員の力とやる気を高めます>		
教職員研修の充実	1億4,899万7千円 1億6,370万3千円 1億6,370万3千円	教職員研修 <府教育センターで実施予定の研修> 総合研修 80講座 課題別研修 60講座 授業力向上研修 95講座 合計 235講座 <各課で実施する研修> ・初任者研修 ・キャリアアップ支援研修
教職員採用選考費	3,213万2千円 3,150万5千円 3,150万5千円	熱意ある優れた教員を確保するため、教職員採用選考テストのPR活動に力を入れるとともに、教職員採用選考の一層の工夫・改善に努める。 ○説明会・広報活動の充実等 ○教職員志望者及び合格者を対象とした事業の実施 ・大阪教志セミナーの実施 ・合格者対象セミナー（プレナビ）の実施 ・教職員チャレンジテストの実施（平成26年度～）
教職員資質向上方策 推進事業費	662万6千円 352万5千円 352万5千円	改正教育公務員特例法に基づき、「指導が不適切である」教諭等への認定及び指導改善研修など具体的な対応を実施する。 地公法、地教行法に基づき、教職員の意欲・資質能力の一層の向上と学校の活性化をめざして、教職員の評価・育成システムを実施するとともに、システムの更なる充実・改善の参考とするため、教職員に対し、アンケート調査を行う。

事業名	事業費	事業内容の説明
<学校の組織力の向上と開かれた学校づくりをすすめます>		
[教職員定数] (一部再掲)	3,485億1,920万5千円 4,757億4,763万8千円 4,726億7,878万9千円	1. 定数の状況 (人数は条例定数(対前年比)) 小学校(義務教育学校の前期課程を含む) 17,289人 (▲9,808人) 中学校(義務教育学校の後期課程を含む) 10,273人 (▲5,806人) 府立中学校 14人 (6人) 高等学校 9,835人 (▲204人) 特別支援学校 5,588人 (▲150人) 計 42,999人 (▲15,962人) 2. 学級編制基準 小学校(義務教育学校の前期課程を含む) 1~2年生35人、3~6年生40人 (支援学級 障がい種別ごとに8人) 中学校(義務教育学校の後期課程を含む) 40人(支援学級 8人) 高等学校 40人 特別支援学校 ・幼稚部 6人 ・小・中学部 6人 ・高等部(本科) 8人 ・重複障害学級 3人 ・訪問学級 3人
学校経営推進事業費	5,056万3千円 7,540万7千円 7,540万7千円	学校経営を強化するため、予め指定した項目に関して、効果の見込まれる事業計画を提案する学校に支援を行う。
校長マネジメント推進事業費	2億2,780万円 2億2,740万円 2億2,740万円	学校経営計画に示された中期的目標に基づき、校長・准校長がその権限と責任において学校経営を推進するため、校長・准校長のマネジメントに必要な予算措置を行う。
教育総合相談事業費	1,970万5千円 1,994万8千円 1,994万8千円	教育センターにおいて、様々な悩みを持つ子どもや保護者等に対し、インターネット等の手法も活用し、効果的かつ効率的な相談を実施する。 ○専用電話相談の実施 ○24時間相談窓口の実施 ○教職員の悩みの相談の実施 ○対面相談の実施 ○カリキュラムNAV i プラザの運営
府立学校教育ICT化推進事業費	9億395万3千円 8億552万4千円 7億9,903万6千円	府立学校において教職員が総務事務等を行う情報基盤の継続的かつ安定的な運用を行うとともに、校務処理システムの継続的なメンテナンスを行うことで、校務の情報化・効率化を図る。

事業名	事業費	事業内容の説明
教育総合情報ネットワーク事業費	8,914万3千円 7,752万4千円 7,752万4千円	府立学校における情報通信ネットワークの基盤整備を行うことにより、ICT教育の活性化及び業務の効率化を図るとともに、インターネット等を活用した研修の実施など、教育センターにおける研修・研究機能の充実を図る。
学校情報ネットワーク事業費	6億9,692万3千円 7億1,351万2千円 6億9,660万2千円	学校図書館を「学習情報センター」として情報通信機器を設置するとともに、生徒がインターネットで情報収集ができるよう校内や教育センターと各学校とのネットワーク網の運用を行う。
学校情報ネットワーク再構築事業費	1億6,080万1千円 1億3,168万7千円 1億3,012万3千円	平成12～13年度に導入した学校情報ネットワーク全体について、回線増強をはじめとする再構築を行うことで、経費の縮減およびICTを活用した学習環境の整備を進める。 (事業年度) 平成27～29年度 詳細設計・機器調達・設定
<安全で安心な学びの場をつくります>		
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金	1,176万4千円 1,176万4千円 1,173万3千円	学校安全ボランティア(スクールガード)を活用した効果的な安全体制を整備し、地域との連携を重視した学校安全に関する取組みを行う市町村を支援する。
府立学校老朽化対策費	12億4,477万5千円 11億8,537万7千円 12億2,426万9千円	老朽化した府立学校施設を計画的に改修を行い、良好な教育環境を提供する。 ○エレベータ改修工事 支援学校4校 ○外部改修工事 高等学校4校12棟 ○空調更新実施設計 など ※空調機更新工事 平成28年度補正予算で措置 (2校 補正額 199,783千円)
学習環境改善事業費	8億8,187万7千円 2億3,488万8千円 2億3,488万8千円	老朽化した高等学校の1系統のトイレの全面改修を行い、早期に学習環境の改善を図る。 ○改修工事計画 平成29年度～平成31年度 ○改修対象校 107校 【21ページ主要事業7 参照】
府立学校耐震性能向上・大規模改造事業費	15億9,377万6千円 26億3,016万7千円 23億9,133万8千円	耐震化が困難な校舎の改築、府立学校校舎の天井・照明器具等の非構造部材の耐震化対策を行う。 ○耐震大規模改造事業 耐震困難校舎の建替に伴う工事費・現校舎撤去費 ○非構造部材の耐震化対策 武道場の天井等の対策工事・設計

事業名	事業費	事業内容の説明
府立学校施設・設備改修費	7億5,794万3千円 10億2,178万円 9億6,682万6千円	府立学校の建物の福祉整備等の改修工事を行い、良好な教育環境の確保を図る。 ○福祉のまちづくり関連整備 ・エレベータ設置工事 ・スロープ、手すりの設置、障がい者用トイレの設置
高等学校教育環境改善事業費	5億6,457万6千円 14億9,762万7千円 14億9,762万7千円	夏季休業期間を中心に府立高等学校において行われている多様な取り組みの教育効果を高めるとともに、さらなる教育環境の向上を図るため、普通教室等に導入した空調機により、快適な学習空間を提供する。 ○契約手法 一括業務委託方式 契約期間 29年度～30年度（当初15年度～28年度） ※設備更新準備として平成29年度から2年間の契約延長を行う。
府立学校維持管理費	51億5,544万1千円 48億9,794万円 48億9,045万9千円	府立学校における維持管理運営経費 ○高等学校 138校 ○支援学校 44校・2分校
アスベスト対策事業費	1億4,090万8千円 2億1,041万5千円 2億1,041万5千円	金岡高等学校アスベスト飛散事故を踏まえ、金岡高校校舎の吹付アスベスト対策を実施する。 ○「アスベスト飛散事故に関する協議会」の運営等 ○アスベスト除去工事・実施設計
臨海スポーツセンター耐震等改修事業費	1,072万9千円 233万6千円 178万5千円	府立臨海スポーツセンターにおける当面必要となる各種改修工事を行う。 ○29年度 アイススケートリンク改修に係る実施設計策定
<地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します>		
教育コミュニティづくり推進事業費	6,718万2千円 6,718万2千円 6,693万2千円	地域社会が一体となった教育コミュニティの取組みを一層進めるため、地域の実情に応じて市町村が行う学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組み（学校支援地域本部・おおさか元気広場・家庭教育支援）を支援する。
家庭教育支援強化促進事業費 《新規》	420万3千円 0 0	「家庭教育支援SV（スーパーバイザー）」を養成の上、市町村に対して派遣し、親学習を実施する地域の拡大や参加促進に向けた企画調整を行うことにより、家庭教育支援の取組みの充実を図る。
幼児教育推進体制構築事業費	892万円 0 347万8千円	幼児教育センター設立準備室（仮称）を設置し、幼児教育の推進体制を構築するための調査研究を行う。 ※28年度2号補正予算により計上。

事業名	事業費	事業内容の説明
<p>＜私立学校の振興を図ります＞</p>		
<p>私立高等学校等振興助成費</p>	<p>363億4,340万9千円 360億5,789万5千円 361億5,279万8千円</p>	<p>私立高等学校等の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び経営の健全化を図るため経常費助成を行う。</p> <p>【一人当たりの補助単価】</p> <p>○高等学校（全日制） 308,050円（H28 306,800円）</p> <p>○中学校 257,847円（H28 245,480円）</p> <p>○小学校 232,772円（H28 217,217円）</p>
<p>私立高等学校等生徒授業料支援補助金 《知事重点事業》</p>	<p>195億4,536万3千円 203億4,104万6千円 203億6,256万4千円</p>	<p>私立高等学校（通信制含む）及び私立専修学校高等課程に在学する生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図り、進路選択時に自由な学校選択の機会を保障するため、中間所得層までを対象に授業料支援補助を行う。</p> <p>【一人当たりの補助単価】</p> <p>○授業料支援補助金（府） 【全日制】（平成28年度以降の入学生）</p> <p>・標準授業料 58万円</p> <p>年収区分（めやす）補助単価</p> <p>250万円未満 ⇒283,000円（保護者負担 0円）</p> <p>350万円未満 ⇒342,400円（保護者負担 0円）</p> <p>590万円未満 ⇒401,800円（保護者負担 0円）</p> <p>800万円未満 ⇒261,200円（保護者負担200千円）</p> <p>800万円未満（多子世帯） ⇒361,200円（保護者負担100千円）</p> <p>910万円未満（多子世帯） ⇒261,200円（保護者負担200千円）</p> <p>【22ページ主要事業8 参照】</p>
<p>私立中学校等修学支援実証事業費補助金 《新規》</p>	<p>4億3,430万円 0 0</p>	<p>年収400万円未満の世帯に属する私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関し、授業料負担の軽減を行いつつ、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて、実態把握のための調査を行う。</p> <p>○交付年額 100,000円 対象者数 4,343人（見込み）</p> <p>【23ページ主要事業9 参照】</p>

事業名	事業費	事業内容の説明
私立幼稚園振興助成費	138億8,115万5千円 151億1,790万円 149億9,159万5千円	<p>教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び経営の健全化を図り、私立幼稚園の健全な発展に資するため、経常費助成を行うとともに、特別支援教育事業などに対し助成を行う。</p> <p>【一人当たりの補助単価】</p> <p>○経常費助成（学校法人立） 一般助成 184,888円（H28 180,544円） 3歳児特別助成 13,500円（H28 13,500円）</p> <p>○教育研究費助成（非学校法人立） 一般助成 55,400円（H28 54,100円） 3歳児特別助成 4,000円（H28 4,000円）</p> <p>○私立幼稚園特別支援教育助成 総額 1,062,712千円</p> <p>○私立幼稚園預り保育助成事業 預かり保育（従来分） ・従来分 172園（H28 149園） ・長期休業 143園（H28 80園） ・休日開園 20園（H28 7園） 総額 277,316千円</p> <p>○子ども・子育て支援新制度移行支援事業 預かり保育（移行支援分） ・長時間開園 79園（H28 140園） ・長期休業 77園（H28 174園） ・休日開園 20園（H28 88園） 総額 228,400千円</p> <p>○キンダーカウンセラー事業助成 127園 40,500千円</p>
施設型給付費等負担金	45億3,962万6千円 37億72万9千円 32億6,138万4千円	<p>子ども・子育て支援新制度に規定する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特定施設型給付費の支給に要する費用を負担する。</p> <p>○3～5歳児 1号認定 26,722人（見込み）</p>
大阪府育英会助成費	9億8,092万2千円 10億8,553万9千円 9億8,485万1千円	<p>教育の機会均等を図るため、(公財)大阪府育英会が行う奨学金貸付事業等に対し助成を行う。</p> <p>○運営補助金 総額858,085千円</p>
私立学校耐震化緊急対策事業費補助金	2億4,408万4千円 5億1,941万3千円 3億6,395万8千円	<p>私立学校で機運が高まっている耐震化の早期実現化を図るため、補助事業を実施する。</p>

教育庁 平成28年度一般会計補正予算(第6号)案の概要

一般会計	補正額	▲ 89億1,855万7千円
	補正前予算額	6,845億2,574万円
	最終予算額	6,756億718万3千円

※下記のほか、第6号補正予算額については、定例的な各種事業費の増減に係るもの。

〔 一 般 会 計 〕

上段 補正額

中段 補正前予算額

下段 補正後予算額

事 業 名	事 業 費	事 業 内 容 の 説 明
放課後子ども教室一体型 推進設備整備事業費	2,247万6千円 0 2,247万6千円	放課後児童クラブと一体型とする放課後子ども教室の整備推進にかかる経費を補助する。
府立学校老朽化対策費 (府立支援学校)	1億9,978万3千円 0 1億9,978万3千円	内部設備のうち、様々な障がいをもつ支援学校児童・生徒の体調管理を行う上で必要不可欠な設備である冷暖房設備の更新を行う。 ○冷暖房設備更新工事 生野聴覚支援・富田林支援(2校)
認定こども園整備 事業費補助金 (防犯対策)	1,928万円 0 1,928万円	幼稚園型認定こども園における門、フェンス、防犯カメラ等の設置に要する費用の一部を補助する。

平成29年度 教育庁予算（案）の主な事業

一般会計	平成29年度当初予算額	5,332億1,901万4千円
	平成28年度当初予算額	6,845億 1,674万円
	平成28年度最終予算額	6,756億 718万3千円
	前年比 29当初/28当初	77.9%

教育振興基本計画項目	主な事業	予算額 (千円)	説明資料
【基本方針1】市町村とともに小・中学校の教育力を充実します	・中学生学びチャレンジ事業費	258,152	
	・スクール・エンパワーメント推進事業費	一部新 45,820	2ページ 主要事業1
【基本方針2】公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます (1)公私が力を合わせて高校の教育力向上をすすめます (2)活力あふれる府立高校づくりをすすめます	・骨太の英語力養成事業費	12,308	6ページ 主要事業5
	・英語教育推進事業費	12,795	
	・グローバルリーダーズハイスクール支援事業費	30,111	
	・実業教育充実事業費	47,231	
	・高等学校支援教育力充実事業費	8,419	
	・職業教育推進事業費	新規 1,180	
	・就学支援金関連事業費	34,447,627	
	・併設型中高一貫校運営事業費	15,487	
	・府立高等学校再編整備事業費	286,327	
	・能勢高等学校再編整備事業費	新規 3,147	
【基本方針3】障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します	・市町村医療的ケア体制整備推進事業費	68,614	
	・高度医療サポート看護師配置事業費	8,304	
	・支援教育地域支援整備事業費	95,460	
	・知的障がいのある生徒の教育環境整備事業費	28,397	
【基本方針4】子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます	・障がいのある生徒の高校生活支援事業費	113,495	
	・小中学校生徒指導体制推進事業費	一部新 365,447	3ページ 主要事業2
	・いじめ対策支援事業費	1,639	
	・様々な課題を抱える生徒の高校生活支援事業費	5,886	4ページ 主要事業3
	・課題早期発見フォローアップ事業費	新規 17,057	5ページ 主要事業4
	・スクールカウンセラー配置事業費	344,236	
【基本方針5】子どもたちの健やかな体をはぐくみます	・スクールソーシャルワーカー配置事業費	30,718	
	・子どもの体力づくりサポート事業費	4,272	7ページ 主要事業6
	・競技力向上対策事業費補助金	19,216	
【基本方針6】教員のかたとやる気を高めます	・学校給食実施費	546,590	
	・教職員採用選考費	32,132	
【基本方針7】学校の組織力向上と開かれた学校づくりをすすめます	・教職員資質向上方策推進事業費	6,626	
	・校長マネジメントの強化(学校経営推進事業費・校長マネジメント推進事業費)	278,363	
	・府立学校教育ICT化推進事業費	903,953	
【基本方針8】安全で安心な学びの場をつくります	・学校情報ネットワーク再構築事業費	160,801	
	・府立学校老朽化対策費	1,244,775	
	・学習環境改善事業費(府立高校トイレ改修)	881,877	8ページ 主要事業7
	・府立学校耐震性能向上・大規模改造事業費	1,593,776	
	・府立学校施設・設備改修費	757,943	
【基本方針9】地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します	・高等学校教育環境改善事業費	564,576	
	・教育コミュニティづくり推進事業費	67,182	
	・家庭教育支援強化促進事業費	新規 4,203	
【基本方針10】私立学校の振興を図ります	・私立高等学校等振興助成費	36,343,409	
	・私立高等学校等生徒授業料支援補助金(事務費等除く)	19,527,423	9ページ 主要事業8
	・私立中学校等修学支援実証事業費補助金	新規 434,300	10ページ 主要事業9
	・私立幼稚園振興助成費	13,881,155	
	・施設型給付費等負担金	4,539,626	
	・大阪府育英会助成費	980,922	
	・私立学校耐震化緊急対策事業費補助金	244,084	

※私立学校に関する事業であるため協議の対象外

※私立学校に関する事業であるため協議の対象外

スクール・エンパワーメント推進事業費《一部新規》
～アクティブ・スクールの実現に向けて～
【知事重点事業】

【事業目的】

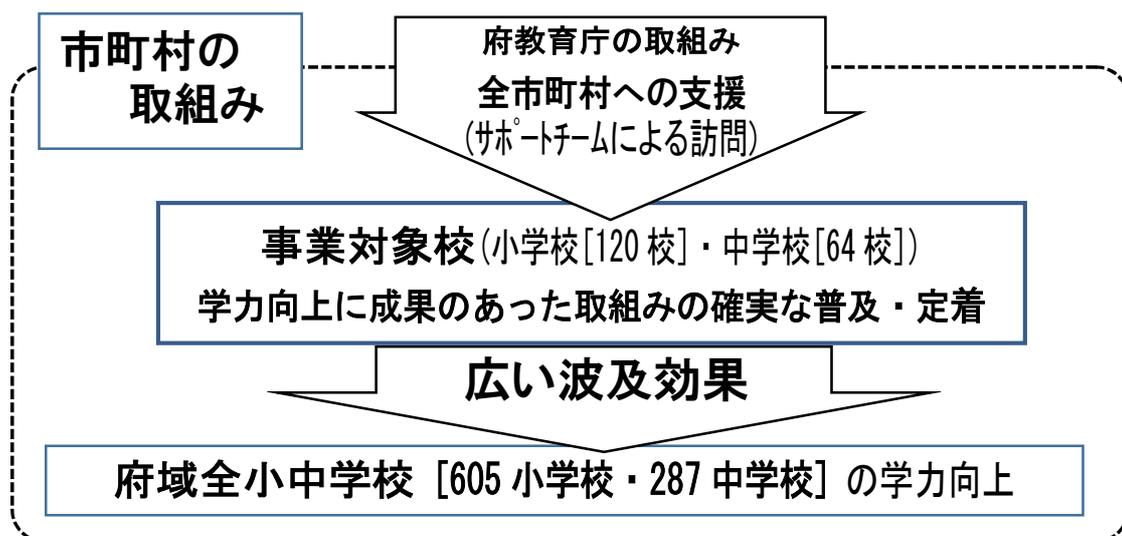
府内公立小・中学校のうち、学力向上に向けた取組み等を積極的に推進する学校を指定し、新しい時代に必要となる資質・能力を育成する学校づくりを進め、学力の向上を図る。

【平成 29 年度当初予算額】 45, 820 千円（大阪教育ゆめ基金活用）

【事業内容】

- (1) 対 象 府内 120 小学校、64 中学校を事業対象校として指定
 (政令市を除く)
- (2) 期 間 平成 25 年度～平成 33 年度
 (平成 30 年度以降の内容については検討)
- (3) 内 容
 - ① 事業対象校は、担当教員を位置づけ、「学校活性化計画」(学力向上に向けた具体的な取組みや目標等を記載した年間計画)を基に、取組みを推進する。
 - ② 府教育庁サポートチームと市町村教育委員会が連携し、事業対象校を訪問して、取組みを支援する。
 - ③ 教育活動の充実のため、事業対象中学校に対して、支援員を派遣する。
 - ④ フォーラムを開催し、事業対象校の優れた取組み等を府内の小・中学校に普及する。

全市町村の学力向上の取組みを確実なものにして、全国水準を達成・維持する



小中学校生徒指導体制推進事業費 《一部新規》
【知事重点事業】

【事業目的】

府内小中学校の千人当たりの暴力行為の発生件数は極めて深刻な状況〈※1〉。現行の生徒指導2事業〈※2〉により事業校全体の暴力行為は減少している。これら2事業の成果をいかし、小中学校一体として施策を推進することにより、暴力行為発生件数をさらに減少させる。

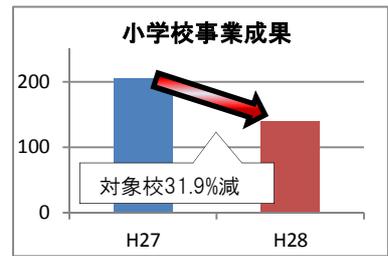
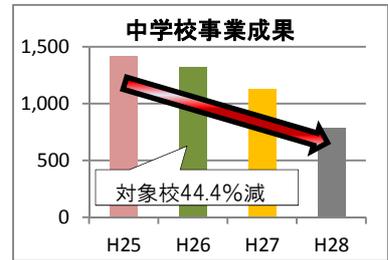
〈※1〉 千人あたりの暴力行為発生件数（H27）

- 【小学校 全国 2.6件 府 6.1件】
- 【中学校 全国 10.0件 府 28.2件】

〈※2〉 生徒指導機能充実緊急支援事業（中学校）（H27～）
小学校指導体制支援推進事業（H28～）

【平成29年度当初予算額】 365,447千円

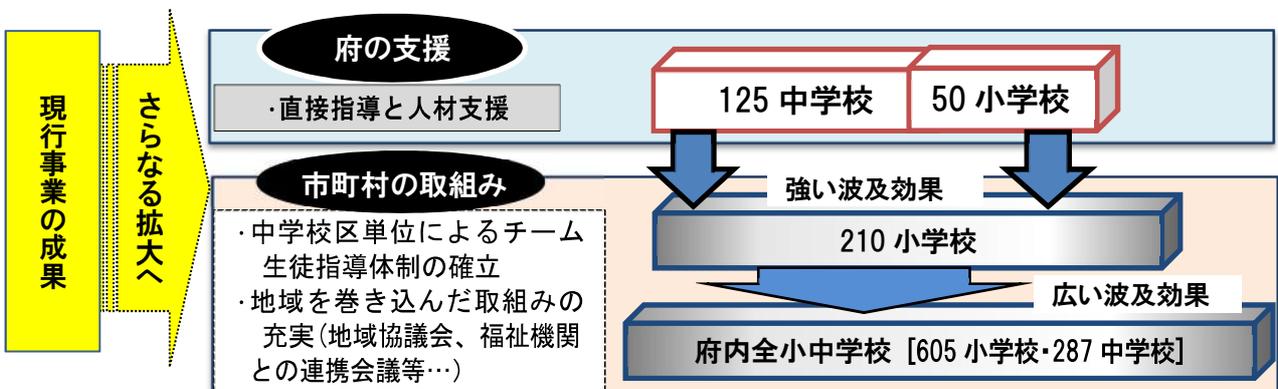
事業実施校暴力行為発生件数



（いずれも各年7月末時点比較）

【事業内容】

- (1) 対象：暴力行為発生件数が多い府内125中学校区（政令市を除く）
- (2) 期間：平成27年度～平成31年度（参照※2）
（平成30年度以降の内容については検討）
- (3) 内容：
 - ① 中学校区単位によるチーム生徒指導体制の確立
 - ・ 中学校125校に、非常勤講師（18時間）を配置
 - ・ 課題の大きい小学校50校に、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、チーム小学校アドバイザー（校長OB）を状況に応じて配置
 - ② 府教育庁による訪問指導・助言
 - ③ 市町村における地域や関係機関と連動した支援の実施



様々な課題を抱える生徒の高校生活支援事業費

【知事重点事業】

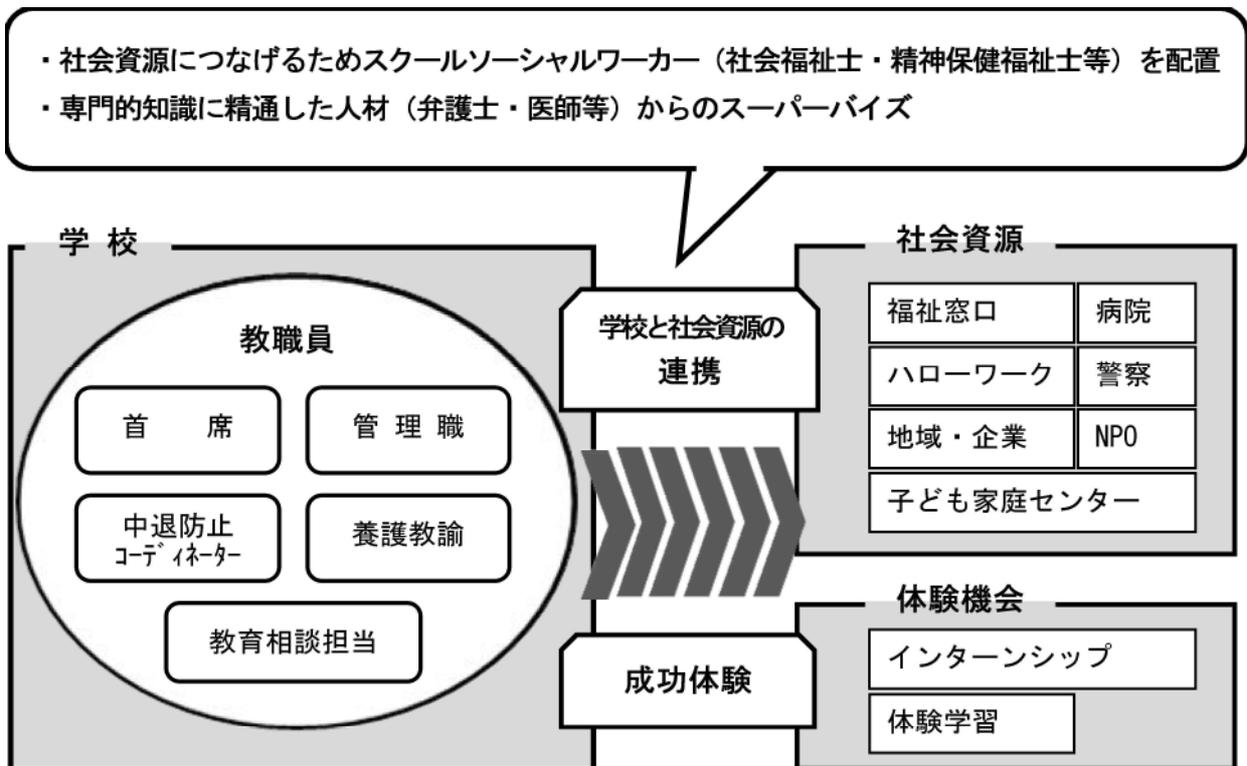
【事業目的】

様々な課題を抱える生徒が多く在籍する府立高校に、スクールソーシャルワーカーを配置し、福祉や労働等の社会資源につなぐことで課題の解決を支援し、学校への定着を図る。

【平成29年度当初予算額】 5,886千円

【事業内容】

- ・家庭環境などのために学業継続が困難となる生徒に対し、学校とスクールソーシャルワーカーが連携して積極的にアプローチし、課題を見極め、福祉や労働等の関係機関とつなげることで、課題解決を支援。
- ・学校やスクールソーシャルワーカーだけでは対応しきれない法的課題等専門的な課題にも対応するため、学校やスクールソーシャルワーカーが弁護士や精神科の医師等の助言を得られる体制を構築。
- ・対象：様々な課題を抱える生徒が多く在籍する府立高校(定時制課程)4校



課題早期発見フォローアップ事業費《新規》

【事業目的】

民間支援団体（NPO 等）と連携し、高校に居場所[※]を設けることにより、課題を抱える生徒を早期発見する。学校が必要とする外部人材（社会福祉士等）を活用し、関係機関（福祉事務所等）につなぐ。

※学校生活で孤立するなど、課題を抱える生徒が気軽に訪れ、外部の人と話をすることができる NPO 等が運営する場所。

【平成 29 年度当初予算額】 17,057 千円

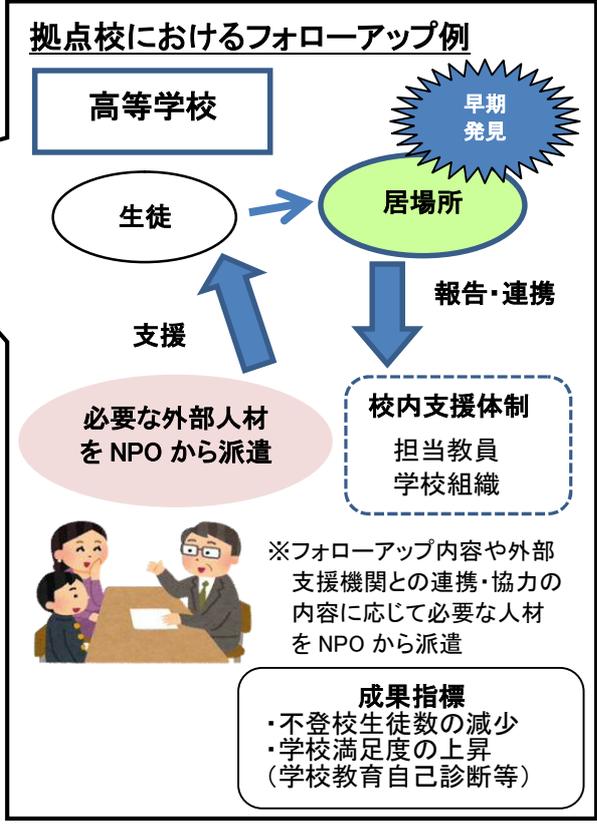
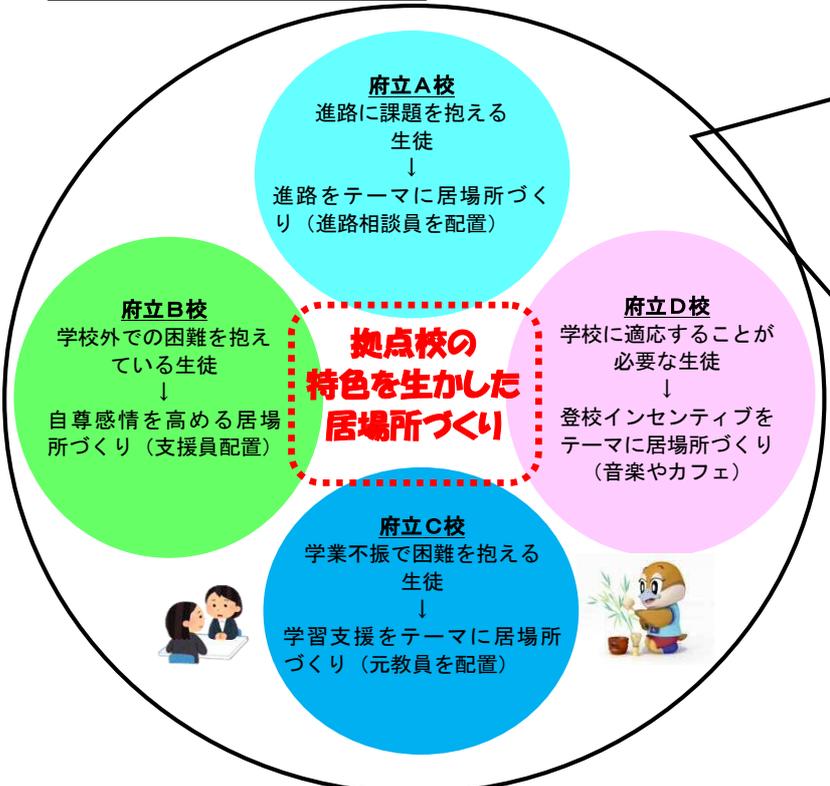
【事業内容】

- ・高校内の居場所に民間支援団体（NPO 等）を配置することで、支援が必要になりそうな生徒を早期発見し、登校の動機づけを行う。
- ・学校の特色に応じて学校外の関係機関を活用し、これらの生徒のフォローアップを行う。

◆ 各高等学校で特色に応じた生徒の居場所づくり

◆ 拠点校におけるフォローアップ

各学校内における居場所例



高校における英語力の養成

【事業目的】

府立高校17校に対し、SET（Super English Teacher）によるTOEFL iBTを扱った授業を導入し、府立高校生の英語4技能（読む・聞く・話す・書く）の引き上げを行う。

また、在籍校によらず、意欲ある生徒に対して「聞く・話す」能力の鍛錬等を行い、会話力等の英語能力の引き上げをめざす。

- ※SET：（担当業務）
 - ・TOEFL iBT等を活用した英語教育の授業を担当、指導方法・教材開発、人材育成（処遇）
 - ・特定任期付職員として採用（任期は、原則3年）
- （受験資格）
 - ・TOEFL iBTスコア100点以上またはIELTSスコア7.5以上を有すること
 - ・学校教育法に基づく大学を卒業した方、または同等の資格があると認められる方
 - ・教員免許の有無は問わない（大阪府公立学校教員も受験可能）
- ネイティブ英語教員
 - ・高度な言語活動を含む4技能統合型授業により高い英語力及び論理的思考力を養成（平成30年度から）
 - ・一般教員として定年まで任用（定数内）
 - ・「骨太の英語力養成事業」対象校、国際教養科設置校含め30校に配置予定
 - ・教員免許の有無は問わない（特別免許を付与）

【平成29年度当初予算額】 25,103千円

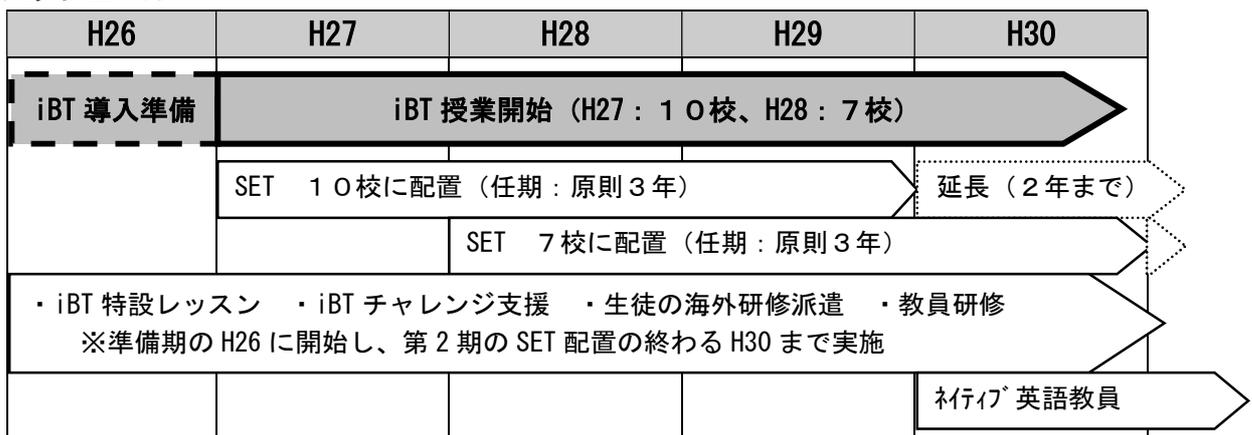
【事業内容】

（1）骨太の英語力養成事業費 12,308千円

TOEFL iBTを扱った授業を導入し、高校3年間で英語4技能を英語圏の大学で修学できるレベルに引き上げる。

- ・対象：17校
- ・事業内容：SET（Super English Teacher）によるTOEFL iBT授業、TOEFL iBT特設レッスンなど

スケジュール



（2）英語教育推進事業費 12,795千円

英語力の底上げのため、意欲ある生徒に対する「聞く・話す」能力の鍛錬を行うとともに、英語科教員の指導力を高める。

- ・対象：府立高校及び府内の私立高校
- ・事業内容：意欲ある生徒への特訓クラス、生徒の海外研修支援、英語科教員対象の研修など

子どもの体力づくりサポート事業費

【知事重点事業】

【事業目的】

小学校の体育授業に体育専門の大学やプロスポーツ団体など、地域の人的資源を活用し、専門的な技術指導力を備えた指導者や学生を派遣することで、教員と連携しながら、子どもの運動に対する意欲・関心を高め、体力の向上につなげる。

【平成29年度当初予算額】 4, 272千円（大阪教育ゆめ基金活用）

【事業内容】

1 体力向上方策の実践（地域の人的資源の活用）

市町村教育委員会と連携し、各実践校の体育授業において、専門的な技術指導力を備えた外部指導者が、直接実技指導を行うとともに、実践校が、その内容、指導方法を継続的に実践することにより、児童の体力づくりをめざす。

また、平成28年度作成した事例集を活用した教員向け研修会を実施し体力づくりの取組みの拡充を進める。

【実践校への派遣】：7校（府内7ブロック各1校）

① プロスポーツ団体等 ※ 3校 4回派遣

プロスポーツ団体のノウハウを活かした楽しくできる「トレーニングプログラム」を外部指導者が直接指導することで、児童が運動に取り組む動機付けにつなげる。

② 体育専門大学教授・学生 ※ 4校 4回派遣

学校と教授・学生が連携しながら、「体づくり運動」の指導方法の提案、模範演技や指導補助などきめ細やかな指導により、児童にできる喜びを実感させることで、運動に対する意欲を高める。

【教員研修会】：3回開催

プロスポーツ団体、体育専門大学教授による研修会の開催により、外部指導者の技術指導ノウハウを多くの教員が習得し児童の体力づくりの取組みを進める。

2 「めっちゃスマイル体操」「めっちゃWAKUWAKUダンス」の普及促進

平成26年度に作成した「めっちゃスマイル体操」「めっちゃWAKUWAKUダンス」の府内小学校への普及促進を図るとともに、児童の体力づくりをめざす。

対 象：27校（10校以上の小学校を所管する市各1校）

公 私 連 携 事 業

【一部知事重点事業】

【事業目的】

公立・私立学校間の交流や情報共有を進めるなど、公私の連携・協力の一層の強化・充実を図ることにより、大阪の教育力の更なる向上をめざす。

【事業内容】

○ 公私連携メニューの主な事業

事業名	事業概要	連携実施年度
骨太の英語力養成事業費	TOEFL iBT オンライン練習テストを府立・私立高校等で実施する。	H26～
英語教育推進事業費	意欲ある生徒に対する「聞く・話す」能力の鍛錬支援を行い、府立・私立高校生の英語力向上をめざす。	H26～
支援教育地域支援整備事業費	府立支援学校のリーディングスタッフを活用した相談等を私立学校にも拡大する。	H29～
教育総合相談事業費	面接相談や高等学校適応指導教室の対象を私立学校の生徒・保護者にも拡大する。 	H29～
被害者救済システム運用事業費	いじめ等事案の解決を図るための第三者性を活かした相談窓口である「被害者救済システム」の対象を私立学校にも拡大する。	H29～
教職員研修費	英語や生徒指導、管理職養成等に係る研修を私立学校にも拡充する。 	H29～ (拡充)
幼児教育推進体制構築事業費	幼児教育センター設立準備室（仮称）を設置し、幼児教育の推進体制を構築するための調査研究を行う。	H28～
職業教育推進事業費	専門学校のノウハウを活用し、職業教育テキストを作成して授業等で使用することにより、府立・私立高校生の職業観の育成を図る。 	H29

○ その他、各種フォーラム等への私学関係者の参画、公立学校と私立学校の相互の授業見学、専門学校による府立高校生の受け入れ等を実施。

知事から意見聴取があった議案一覧

○条例案

番号	件名	概要	備考
1	職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等一部改正の件	<p>市町村立学校職員給与負担法の改正により、指定都市立の小学校等の職員の給与を、指定都市が負担することとなるため、府費負担教職員の規定から指定都市を削除するなど所要の改正を行う。</p> <p style="text-align: center;">施行予定期日：平成29年4月1日</p> <p>〔関係条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例 ・職員の退職手当に関する条例 ・職員の給与に関する条例 ・職員の旅費に関する条例 ・大阪府職員基本条例 ・府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例 ・府費負担教職員の分限及び懲戒に関する条例 	<p>法改正により政令市が教職員給与を負担することに伴う改正</p> <p>【2月17日の教育委員会会議において報告した内容から修正なし】</p>
2	大阪府立学校条例一部改正の件	<p>1 府立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減並びに国の定数改善等に伴い、府立学校の職員の定数を改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校 8人 → 14人 ・高等学校 10,011人 → 9,810人 ・特別支援学校 5,541人 → 5,573人 <p style="text-align: center;">施行予定期日：平成29年4月1日</p> <p>2 大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画等に基づき、規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: center;">施行予定期日：平成29年4月1日</p> <p>3 大阪府立豊中高等学校能勢分校を設置し、大阪府立能勢高等学校を閉校する。</p> <p style="text-align: center;">施行予定期日：平成30年1月1日 (能勢分校の設置) 規則で定める日 (能勢高校の閉校)</p>	<p>教育委員会所管条例</p> <p>【2月17日の教育委員会会議において報告した内容から修正なし】</p>

3	府費負担教職員定数条例一部改正の件	<p>市町村立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減並びに国の定数改善等に伴い、府費負担教職員の定数を改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） 27,097人 → 17,289人 ・中学校（義務教育学校の後期課程を含む。） 16,079人 → 10,273人 ・高等学校 28人 → 25人 ・特別支援学校 197人 → 15人 <p>施行予定期日：平成29年4月1日</p>	<p>教育委員会所管条例</p> <p>【2月17日の教育委員会会議において報告した内容から修正なし】</p>
4	府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件	<p>1 教育公務員特例法の改正により、校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定等の事務を豊能地区3市2町（豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町）が処理することとする。</p> <p>2 教育公務員特例法の改正により、規定の整備（条項ずれ是正）を行う。</p> <p>施行予定期日：平成29年4月1日</p>	<p>教育委員会所管条例</p> <p>【2月17日の教育委員会会議において報告した内容から修正なし】</p>
5	大阪府教育行政基本条例等一部改正の件	<p>教育公務員特例法の改正により、規定の整備（条項ずれ是正）を行う。</p> <p>施行予定期日：平成29年4月1日</p> <p>〔関係条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府教育行政基本条例 ・大阪府立学校条例 ・大阪府附属機関条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会所管条例（大阪府教育行政基本条例、大阪府立学校条例） ・大阪府附属機関条例については、教育公務員特例法を引用する箇所が改正の対象となるため。 <p>【2月17日の教育委員会会議において報告した内容から修正なし】</p>
6	大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件	<p>地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例制度に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく事務の一部を茨木市が処理することとする。</p> <p>施行予定期日：平成29年7月1日</p>	<p>福祉部との共管条例</p> <p>【2月17日の教育委員会会議において報告した内容から修正なし】</p>

7	大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件	<p>社会福祉法の改正に伴い、認可外施設型認定こども園の設置者が法人である場合の役員の要件に関する規定の整備（条項ずれ是正等）を行う。</p> <p>施行予定期日：平成29年4月1日</p>	<p>福祉部との共管条例</p> <p>【2月17日の教育委員会会議において報告した内容から修正なし】</p>
8	大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例制定の件	<p>府民がより多くの機会の手話を使用することのできる社会の実現に寄与することを目的として、言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関し府が行う啓発、手話の習得の機会の確保等について定める。</p> <p>施行日：公布の日</p>	<p>学校による手話の習得の機会の確保への支援等に関する規定が含まれる。</p> <p>【教育委員会に関する規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3条では、就学前幼児への手話習得機会の確保について支援学校による協力等が想定されている。 ・第4条は、学校による手話習得の機会を確保するため、府が学校に対し、必要な支援を行う趣旨の規定である。
9	職員の配偶者同行休業に関する条例一部改正の件	<p>人事院規則の改正により、国家公務員の配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情として、配偶者の外国での勤務が配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日後も引き続くこととなり、そのことが当該延長の申請時には確定していなかったこと等が追加されたことに伴い、職員について同趣旨の規定を追加する。</p> <p>施行日：公布の日</p>	<p>教育委員会を含む大阪府全体に関するもの</p>
10	職員の管理職手当の特例に関する条例一部改正の件	<p>財政状況を踏まえ、職員の管理職手当の時限的減額を行う特例期間の終期を平成29年3月31日から平成30年3月31日に延長する。</p> <p>施行日：平成29年4月1日</p>	<p>教育委員会を含む大阪府全体に関するもの</p>

11	知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例一部改正の件	<p>財政状況を踏まえ、知事、副知事等の給料及び期末手当の時限的減額を行う特例期間の終期を平成29年3月31日から平成30年3月31日に延長する。</p> <p>施行日：平成29年4月1日</p>	<p>教育長の給料及び期末手当が対象となる</p> <p>【教育長について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料月額・・・4%の減額を延長する。 ・期末手当・・・10%の減額を延長する。
12	大阪府職員定数条例一部改正の件	<p>平成28年度の定数管理の取組成果等を踏まえ、一般行政部門の職員定数を改定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事部局一般会計 7,380人 → 7,250人 ・教育庁 670人 → 700人 <p>施行日：平成29年4月1日</p>	<p>教育委員会を含む大阪府全体に関するもの</p> <p>【教育委員会に関する規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育庁の定数改定（私学課の移管に関するもの）
13	大阪府基金条例一部改正の件	<p>基金に積み立てるものとして国から交付を受けた交付金の一部を返還する必要がある場合における基金の処分等に係る規定を追加する。</p> <p>施行日：公布の日</p>	<p>教育委員会を含む大阪府全体に関するもの</p> <p>【教育委員会に関する規定】</p> <p>（条例の対象に教育ゆめ基金が含まれる）</p>
14	大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例一部改正の件	<p>個人番号を利用できる事務に知事が行う児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給等の事務を追加し、併せて事務を処理するために必要な限度で知事又は教育委員会が自ら保有する特定個人情報を利用できることとする。</p> <p>施行日：平成29年5月30日</p>	<p>教育委員会を含む大阪府全体に関するもの</p>
15	大阪府個人情報保護条例一部改正の件	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、地方公共団体の条例に基づく個人番号の独自利用事務においても情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供が可能となることに伴い、実施機関が情報提供等の記録の訂正をした場合、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を受ける者等にその旨を通知する等の改正を行う。</p> <p>施行日：平成29年5月30日</p>	<p>教育委員会を含む大阪府全体に関するもの</p>
16	大阪府証紙徴収条例廃止の件	<p>手数料の徴収について、証紙による収入の方法を廃止する。</p> <p>施行日：平成30年10月1日ほか</p>	<p>教育委員会を含む大阪府全体に関するもの</p>

大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例の制定（概要）

福祉部障がい福祉室自立支援課

■制定の理由

- ・手話は、障害者基本法に「言語（手話を含む。）」と明記されており、明確に言語である。しかし、同法においては、言語を含めた障害者の「意思疎通の手段として選択できる機会の拡大」について規定されているに過ぎず、「手話が言語である」という認識の普及に資するものではない。
- ・言語としての社会での扱いを受けるには、言語として多くの人に認識され、習得する機会が確保され、もって、より多くの機会の手話を使用することのできる社会的環境が確保されていることが必要であるが、手話が言語であることについて認識を持つ府民の割合は低く、当該認識が府民に行き渡っていない状況にある。習得の機会については、言語は本来、誰からも教わらずとも、乳幼児期に自然に習得されるが、家族等が手話を使えない場合は、自然習得できず、言語能力の発達に支障を生ずる可能性がある。しかし、手話の自然習得の機会を確保するための法律等はない。その結果、聴覚に障害のある者が、手話通訳によらずとも、手話で意思疎通のできる社会的環境が整っていない。
- ・以上のとおり、言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保を図る必要があるが、これらは、単年度の予算による事業の実施によってではなく、市町村、学校及び障害者の支援団体等の協力を得て、恒久的かつ永続的に予算の有無に左右されないものとする必要があり、また条例制定自体に啓発効果があるため、本条例を制定する。

■制定の内容

- ・この条例の目的（手話が言語であるという認識の下、聴覚障害者のほか、聴覚障害者と共に生活し、学び、又は働く者が手話を習得し、もって府民がより多くの機会の手話を使用することのできる社会の実現に寄与すること）について、規定する。（第1条）
- ・言語としての手話の認識（府による必要な啓発及び府民による認識）について、規定する。（第2条）
- ・手話の習得の機会の確保について、規定する。（第3条）
- ・学校による手話の習得の機会の確保への支援について、規定する。（第4条）
- ・事業者による手話の習得の機会の確保への支援について、規定する。（第5条）

■施行期日

- ・公布の日から施行する。

■政策アセスメント・制度間調整

- ・政策法務会議及びパブリックコメントの実施。
- ・条例に基づく具体的な施策の実施に関して、関係部局と調整中。

大阪府条例第 号

大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第三条第三号の規定により手話が言語とされているにもかかわらず、そのことが府民に十分に認識されていないこと、及びそのことにより手話を習得することのできる機会が十分に確保されていないことに鑑み、言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に必要事項を定めることにより、手話が言語であるという認識の下、聴覚に障害のある者（以下「聴覚障害者」という。）のほか、聴覚障害者と共に生活し、学び、又は働く者が手話を習得し、もって府民がより多くの機会得手話を使用することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(言語としての手話の認識)

第二条 府は、府民に対し、手話が言語として認識されるよう必要な啓発に努めるものとする。

2 府民は、手話を言語として認識するよう努めるものとする。

(手話の習得の機会の確保)

第三条 府は、市町村、聴覚障害者の日常生活及び社会生活の支援を行う民間の団体並びに学識経験のある者と協力して、聴覚障害者が乳幼児期からその保護者又は家族と共に手話を習得することのできる機会の確保を図るものとする。

(学校による手話の習得の機会の確保への支援)

第四条 府は、聴覚障害者が在学する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び高等課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）による次に掲げる教育活動において手話を習得することのできる機会の確保を図るため、学校に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

一 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）に規定する総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動

二 部活動その他の教育課程でない教育活動

(事業者による手話の習得の機会の確保への支援)

第五条 府は、聴覚障害者が勤務する事業者による手話を習得することのできる機会の確保を図るため、事業者に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の配偶者同行休業に関する条例の改正（概要）

総務部人事局企画厚生課

■改正の理由

・国家公務員の配偶者同行休業について人事院規則において配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情が追加されたことを踏まえ、本府職員の配偶者同行休業の期間について再度の延長ができる特別の事情を規定するため。

■改正の内容

- (1) 地方公務員法から引用する項を追加する。（第1条関係）
- (2) 配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別な事項を追加する。（第7条関係）
- (3) 第7条の追加により条ずれ是正を行う。（第4条関係）
- (4) 職員の配偶者同行休業に関する条例の条追加により、同条例を引用する職員の育児休業等に関する条例について条ずれ是正を行う。（附則第2項関係）

■施行期日

- ・公布の日
- （理由） 配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を追加する人事院規則が平成28年4月1日に施行されたことを踏まえ、本条例についても速やかに施行する必要があるため。

■政策アセスメント・制度間調整

- ・各任命権者と調整済み
- ・職員の配偶者同行休業に関する規則（人事委員会規則）の改正

大阪府条例第 号

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年大阪府条例第百七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の六第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二項、第三項及び第六項から第八項まで並びに同条第十一項において準用する法第二十六条の五第六項の規定に基づき、府の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「職員」という。）の配偶者同行休業（法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)</p> <p>第四条 法第二十六条の六第一項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（六月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第八条第一号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。</p> <p>一一三 (略)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>(配偶者同行休業の期間の延長ができる特別の事情)</p> <p>第七条 法第二十六条の六第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第四条第一号の外国での勤務が同日後も引き続きこととなり、及びその引き続きことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他人事委員会がこれに準ずると認める事情とする。</p> <p>第八条―第十二条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の六第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二項及び第六項から第八項まで並びに同条第十一項において準用する法第二十六条の五第六項の規定に基づき、府の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「職員」という。）の配偶者同行休業（法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)</p> <p>第四条 法第二十六条の六第一項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（六月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第七条第一号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。</p> <p>一一三 (略)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>第七条―第十一条 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 2 職員の育児休業等に関する条例（平成四年大阪府条例第一号）の一部を次の

ように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 育児休業法第六条第一項又は職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年大阪府条例第百七十六号)第十条第一項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>二―四 (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>一 育児休業法第六条第一項又は職員の配偶者同行休業に関する条例第十条第一項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>二 (略)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 育児休業法第六条第一項又は職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年大阪府条例第百七十六号)第九条第一項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>二―四 (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>一 育児休業法第六条第一項又は職員の配偶者同行休業に関する条例第九条第一項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>二 (略)</p>

職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例（概要）

総務部人事局企画厚生課

■改正の理由

本府の財政状況を踏まえ、管理職手当の時限的減額を行う。

■改正の内容

平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとしていた管理職手当の時限的減額（100 分の 5 に相当する額）の期間を、平成 30 年 3 月 31 日までに改める。

■施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

（理由：平成 29 年度の減額措置を定めるものであるため。）

■政策アセスメント・制度間調整

財政課と調整済み

大阪府条例第 号

職員の管理職手当の特例に関する条例

職員の管理職手当の特例に関する条例（平成二十七年大阪府条例第二号）の一部を改正する条例

部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）第十一条第一項の規定により管理職手当を支給される職員の管理職手当の月額は、平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間において、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p>	<p>職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）第十一条第一項の規定により管理職手当を支給される職員の管理職手当の月額は、平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p>

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例の改正（概要）

総務部人事局企画厚生課

■改正の理由

- ・財政状況を踏まえ、特別職の給料及び期末手当の時限的減額を行う特例期間の終期を延長する。

■改正の内容

- ・特別職の給料及び期末手当の時限的減額を行う特例期間の終期を平成29年3月31日から平成30年3月31日に延長する。

■施行期日

- ・平成29年4月1日
(理由：平成29年度の減額措置を定めるものであるため。)

■政策アセスメント・制度間調整

- ・財政課と調整済み

大阪府条例第 号

知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条

例

知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例（平成二十七年大阪府条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>（知事及び副知事の給料及び期末手当の特例） 第一条 知事及び副知事の給料の月額は、平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和二十二年大阪府条例第十八号。次項において「条例」という。）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額から、知事にあつてはその百分の三十、副知事にあつてはその百分の十四に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>（知事及び副知事の給料及び期末手当の特例） 第一条 知事及び副知事の給料の月額は、平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和二十二年大阪府条例第十八号。次項において「条例」という。）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額から、知事にあつてはその百分の三十、副知事にあつてはその百分の十四に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。</p>

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

大阪府職員定数条例の改正（概要）

総務部人事局人事課

■改正の理由

平成28年度の定数管理の取組成果等を踏まえ、一般行政部門の職員定数を改定する。

■改正の内容

大阪府職員定数条例に定める職員定数を、次のように改正する。（第2条関係）

- ・ 知事部局一般会計 7,380人 → 7,250人
- ・ 教育庁 670人 → 700人

※地方自治法第172条第3項の規定により、普通地方公共団体の職員の定数は、条例で定めることとされている。

■施行期日

平成29年4月1日

（理由）平成29年度当初時点以降の職員定数を定めるため

■政策アセスメント・制度間調整

なし

大阪府条例第 号

大阪府職員定数条例の一部を改正する条例

大阪府職員定数条例（昭和二十七年大阪府条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の定数) 第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 一般会計で給与を支弁する職員 <u>七、二五〇人</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>二 教育委員会の事務部局の職員 <u>七〇〇人</u></p> <p>三―七 (略)</p>	<p>(職員の定数) 第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 一般会計で給与を支弁する職員 <u>七、三八〇人</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>二 教育委員会の事務部局の職員 <u>六七〇人</u></p> <p>三―七 (略)</p>

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

大阪府基金条例の一部改正（概要）

財務部財政課

■改正の理由

- ・みどりの基金の一部（森林整備加速化・林業再生基金事業）について、事業の実施期間が満了したため、森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領（平成21年5月29日付け21林整計第89号林野庁長官通知）第8の7の規定に基づき、基金の精算手続きが必要となる。現条例では基金の処分及び一部返還の規定がないため、これを追加する。

■改正の内容

- ・第一条に規定する基金の目的を達成するため及びみどり基金の一部（森林整備加速化・林業再生基金事業）を国に返還するため、必要な経費の財源に充てるために処分することができる規定を追加する。（第六条）

■施行期日

- ・公布の日
（理由）みどりの基金の一部（森林整備加速化・林業再生基金事業）の返還に伴う必要な経費が平成29年度当初予算に計上される予定であるため。

■政策アセスメント・制度間調整

- ・基金の終了時期（平成28年度末）についてみどり推進室と調整済み
- ・小口支払基金の管理に関する規則の改正

大阪府条例第 号

大阪府基金条例の一部を改正する条例

大阪府基金条例（昭和三十九年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第五条（略）</p> <p>（処分）</p> <p>第六条 基金は、第一条第一項の表の下欄に掲げる基金の設置の目的を達成するための事業に必要な経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、基金は、基金に積み立てるものとして国から交付を受けた交付金の一部の返還をする必要がある場合において、当該返還のための財源に充てるときは、これを処分することができる。</p> <p>第七条（略）</p>	<p>第五条（略）</p> <p>第六条（略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の改正（概要）

財務部行政改革課

■改正の理由

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づき、大阪府における知事部局等の同一機関内において特定個人情報を利用（庁内連携）する規定を整備するため。

■改正の内容

- ・知事部局等の同一機関内において、特定個人情報を利用するための規定を条例第3条に規定する。

■施行期日

平成29年5月30日

（理由）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の施行日とあわせるため。

■政策アセスメント・制度間調整

なし

大阪府条例第 号

大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に

関する条例の一部を改正する条例

大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（平成二十七年大阪府条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第二項の規定に基づき、個人番号利用事務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義) 第二条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。</p> <p>(個人番号利用事務) 第三条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表の中欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び知事又は教育委員会が行う法別表第二の第二欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 知事又は教育委員会は、法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 前項の規定による特定個人情報の利用があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。</p> <p>別表（第三条関係） (略)</p>	<p>(趣旨) 第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第二項の規定に基づき、法第二条第十項に規定する個人番号利用事務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(個人番号利用事務) 第二条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表の中欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務とする。</p> <p>別表（第二条関係） (略)</p>

附 則

この条例は、平成二十九年五月三十日から施行する。

大阪府個人情報保護条例の改正（概要）

府民文化部府政情報室情報公開課

■改正の理由

- ・個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号。平成27年9月9日公布、平成29年5月30日施行）第6条による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の改正により、地方公共団体の条例に基づく個人番号独自利用事務においても情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が可能となった。
- ・この法改正に伴い、本条例の改正を行う。

■改正の内容

- ・「情報提供等の記録」の定義に、新設された番号法第19条第8号に基づき情報提供ネットワークシステムを利用して提供した記録を加える。（第2条関係）
- ・訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等の記録の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者に対し通知を行うことについて、新設された同条8号に規定する条例事務関係情報照会者又は条例事務関係情報提供者を通知の相手先に加える。（第30条の2関係）
- ・引用している条番号が変わったことによる改正を行う。（第31条関係）

■施行期日

- ・平成29年5月30日
（理由）番号法の施行の日に合わせて。

■政策アセスメント・制度間調整

- ・大阪府個人情報保護審議会からの答申（平成27年6月26日）

大阪府条例第 号

大阪府個人情報保護条例の一部を改正する条例

大阪府個人情報保護条例（平成八年大阪府条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 (略) 一・二 (略) 三 情報提供等の記録 番号法第二十三条第一項及び第二項(これらの規定を番号法第二十六条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報を用う。 四一八 (略)</p> <p>(情報提供等の記録の提供先への通知) 第三十条の二 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等の記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第十九条第七号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第二十三条第一項及び第二項(これらの規定を番号法第二十六条において準用する場合を含む。))の規定により記録された事項に係る者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(利用停止請求) 第三十一条 (略) 一 第七条第一項から第三項まで若しくは第五項の規定に違反して収集されたとき、第八条(第三項及び第四項を除く。)若しくは第八条の二の規定に違反して利用されているとき、番号法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、番号法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき又はこれらのおそれが著しいとき 当該個人情報の利用の停止又は消去 二・三 (略) 2・3 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 一・二 (略) 三 情報提供等の記録 番号法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報を用う。 四一八 (略)</p> <p>(情報提供等の記録の提供先への通知) 第三十条の二 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等の記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第十九条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第二十三条第一項及び第二項の規定により記録された事項に係る者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(利用停止請求) 第三十一条 (略) 一 第七条第一項から第三項まで若しくは第五項の規定に違反して収集されたとき、第八条(第三項及び第四項を除く。)若しくは第八条の二の規定に違反して利用されているとき、番号法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、番号法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき又はこれらのおそれが著しいとき 当該個人情報の利用の停止又は消去 二・三 (略) 2・3 (略)</p>

附 則

この条例は、平成二十九年五月三十日から施行する。

大阪府証紙徴収条例の廃止（概要）

会計局会計総務課

■廃止する理由

- ・本府において手数料は、大阪府証紙徴収条例に基づいて別に指定するものを除き、証紙による収入の方法で徴収することとしてきたが、申請者にとっては、限定された販売場所に出向いて購入する必要があることや紛失のリスク、貼付の手間がかかるといった不便（煩わしさ）を伴うものとなっている。また、府にとっても集計等は人的作業によらざるを得ないものである。
- ・現行制度の下でも50年以上が経過し、その間に様々な分野で情報化が進展するなど、便利な決済方法が普及する中、証紙（物品）で手数料を徴収する方法を改め、事務の実情に応じた方法により手数料を徴収できるようにするため。

■廃止の内容

大阪府証紙徴収条例（昭和39年大阪府条例第10号）は、廃止する。

・経過措置

- ① この条例による廃止前の大阪府証紙徴収条例に基づいて売りさばきを受けた証紙（著しく汚染し、又は毀損されたものを除く。以下「未使用証紙」という。）については、施行の日から起算して6か月の間は、従前の例により使用することができる。
- ② 未使用証紙は、使用することができなくなった日から5年までの間は、これを大阪府に返還して還付金の支払いを受けることができる。

- ・証紙売りさばき代金を整理するために設けた「証紙収入金整理特別会計」は、廃止する。

項目	年次	H29	H30	H31~H35	H36
		3月	10月	4月	3月
廃止条例公布・施行		◆公布	◆施行		
周知期間、準備期間		→			
経過措置			→ 3末		
証紙以外の方法による徴収			→		
未使用証紙の還付			→		3末
証紙収入金特別会計（※）		→		3末	

※30年度の予算執行等について、出納整理期間中はなお従前のおりとする。

■施行期日

- ・平成30年10月1日。ただし、証紙収入金整理特別会計の廃止については平成31年4月1日。
- （理由）証紙は、本府では113事務（平成28年4月現在）年間約450万件の申請に用いられているものであるため、円滑な証紙以外の収入方法への移行を図るため、申請者に十分な周知期間を設定するとともに、府においても準備期間を設ける必要があるため。

■政策アセスメント・制度間調整

- ・手数料を徴収している部局長に対し、証紙以外の徴収方法への移行の可否等について文書照会（平成26年7月、平成28年6月：全手数料移行可）
- ・利害関係者（証紙売りさばき人）に対し、説明会を開催（平成28年9月16日）
- ・パブリックコメント実施予定（平成28年12月～29年1月）
- ・本条例の廃止に伴い改正等を要する例規 別紙のとおり

改 正 を 要 す る 例 規 一 覧

(別紙)

1 この条例と時期を合せて改正又は廃止するもの

例規名称	所管室課名	例規番号
大阪府特別会計条例	財政課ほか	昭和39年条例第3号
大阪府証紙徴収条例施行規則	会計局会計総務課	昭和39年規則第27号

2 この条例の施行までに改正するもの

例規名称	所管室課名	例規番号
大阪府旅券法関係事務手数料条例	都市魅力創造局国際課	平成12年条例第3号
大阪府税規則 ※	税務局徴税対策課	昭和36年規則第26号
大阪府林業種苗法施行規則	みどり推進室森づくり課	昭和45年規則第103号
大阪府フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則	循環型社会推進産業廃棄物指導課	平成13年規則第101号
大阪府建築士法施行細則	建築指導室建築安全課	昭和26年規則第4号
大阪府屋外広告物条例施行規則	建築指導室建築企画課	昭和49年規則第22号
教育職員免許状に関する規則	教職員室教職員企画課	昭和30年教育委員会規則第3号
銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第1項の検査の受検申請に関する規則	警察本部保安課	平成21年公安委員会規則第22号
大阪府道路交通規則	警察本部交通総務課	昭和35年公安委員会規則第9号
委託を受けて確認事務を行おうとする法人の登録の申請等に関する規則	警察本部駐車管理課	平成17年公安委員会規則第11号

3 この条例の施行と同時に廃止となるもの

例規名称	所管室課名	例規番号
大阪府証紙による収入の方法によらないで徴収する手数料	会計局会計総務課	平成12年告示第631号
大阪府証紙徴収条例に基づく大阪府証紙の売りさばきを行う指定金融機関等の指定	会計局会計総務課	平成15年告示第594号
大阪府証紙の種類及び形式	会計局会計総務課	平成23年告示第1241号

4 この条例施行後の還付事務終了後に改正するもの(平成36年3月)

例規名称	所管室課名	例規番号
大阪府処務規程	人事局人事課	昭和28年訓令第1号

5 今回改正を要しない(大阪府証紙徴収条例で規定する証紙に該当しない。又は限定されないなど)

例規名称	所管室課名	種別番号
選挙関係事務執行規程	選挙管理委員会	昭和38年選挙管理委員会規程第2号
大阪府財務規則	会計局会計指導課	昭和55年規則第48号
収入証紙発行二関スル件		大正元年訓令第9号
大阪府大阪自動車税事務所処務規程	税務局徴税対策課	昭和45年訓令第8号
大阪府税条例 ※	税務局徴税対策課	昭和25年条例第75号
大阪府建築基準法施行細則	建築指導室	昭和25年規則第111号
大阪府企業財務規則	タウン推進局、流通対策室	昭和39年規則第28号

※ 大阪府税条例及び大阪府税規則については、別途、税務局徴税対策課において狩猟税証紙を廃止するための改正を検討中。(平成30年2月定例府議会に提出する方向で受付事務を処理している環境農林水産部と調整する。)

大阪府条例第 号

大阪府証紙徴収条例を廃止する条例

大阪府証紙徴収条例（昭和三十九年大阪府条例第十号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、附則第五項及び第六項の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に廃止前の大阪府証紙徴収条例（以下「旧条例」という。）第四条及び同条の規定の施行に関する事項を定めた規則の規定により売りさばきを受けた証紙（著しく汚染し、又は毀損されたものを除く。以下「売りさばき済証紙」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例によりこれによる収入の方法により手数料を徴収することができる。

3 施行日から平成三十六年三月三十一日までの間において、売りさばき済証紙は、規則で定めるところにより、これを返還してその購入代金の還付を受けることができる。

4 この条例の施行の際、現に旧条例第四条の規定により売りさばき人に指定されている者は、規則で定めるところにより、その買い受けた証紙（著しく汚染し、又は毀損されたものを除く。）を施行日以後遅滞なく返還しなければならぬ。この場合において、知事は、当該返還をした者に対し、規則で定める購入代金を還付するものとする。

（大阪府特別会計条例の一部改正）

5 大阪府特別会計条例（昭和三十九年大阪府条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(略)	(略)	(略)	(略)
事業又は事務の名称	特別会計名	事業又は事務の名称	特別会計名
(略)	(略)	(略)	(略)
市町村施設の整備資金の貸付けに関する事務	(略)	市町村施設の整備資金の貸付けに関する事務	(略)
		証紙収入金の整理に関する事務	証紙収入金整理特別会計

（経過措置）

6 証紙収入金整理特別会計の平成三十年度の予算執行及び会計事務については、なお従前の例による。